

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
住宅局建築指導課

建築工事届及び建築物除却届の電子様式の配布について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築工事届及び建築物除却届（以下「工事届等」という。）に係る事務を含む建築着工統計調査に係る都道府県等の業務については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）等を踏まえ、電子化による効率化を進めることとしており、今般、従前のものを改良した工事届等の電子様式を配布いたします。

つきましては、今回配布する工事届等の電子様式の提出に係る周知等にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 配布の趣旨

建築主等から建築主事を経由して都道府県に提出された工事届等は、統計処理を行い、建築着工統計調査及び建築物滅失統計調査に活用されているところです。

この度、統計処理をより容易に行うため、工事届等の電子様式を改良するとともに、当該様式を広くご活用いただくため、事業者団体の皆様にも配布することといたしました。

2. 配布様式

○建築工事届及び建築物除却届（Excel形式）

記入漏れ等があるとエラーが表示されるため、お手数ですが提出前にご修正をお願いいたします。

なお、最新版は国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr4_000025.html）において公開いたします。

3. 留意事項

この度配布する工事届等の電子様式については、各特定行政庁及び指定確認検査機関にも配布しているところです。特定行政庁又は指定確認検査機関において電子提出の環境が整っている場合は、工事届等の提出は当該電子様



式を用いて行っていただくことを基本とするようお願いいたします。

<添付資料>

【別添1】建築工事届（Excel形式）

【別添2】建築物除却届（Excel形式）

【別添3】工事届等の電子様式の使用法（提出者向け）

別添1～3は下線をクリックしてご覧ください

<問合せ先>

【電子様式の使用法について】

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室建築統計係

電話：03-5253-8111（内線 28-647, 28-648）

【電子媒体での提出に係る環境整備について】

国土交通省住宅局建築指導課

電話：03-5253-8111（内線 39-545）